大阪府警察曽根崎警察署司法警察官さま

いつもお世話になりましてありがとうございます。

また、うめだ速見法律事務所速見由昭さまからはがきを頂戴しました。何度、送るなといってもききません。わたしに男色の感情をもっているのでしょうか？また、内容は威嚇を目的としているようですが、威嚇になっていません。初回の被害届を門前払いされているのがまるわかりです。こんなことで弁護士がつとまるのでしょうか？

さて、名誉棄損とのことですので、ご説明させていただきます。ホームページ上にある“誤った情報”と“偽りの被害届”というところを問題にしたのでしょうが、どちらも事実です。

“誤った情報”とは、わたしが精神疾患にり患しているとの情報です。速見弁護士は依頼者からそのように聞いています。なぜなら、大阪地方検察庁検事は、検事調べの場において、私に対し、劇薬である抗精神薬を服用するように迫りました。検事が個人的に被疑者をなぶりものにすることで性的快感をうるというような変質者でなければ、取り調べにおいて一貫して健康であると主張する私こと中石滋雄に対し、劇薬を服用するように迫ることはありえません。そうすると、私こと中石滋雄が劇薬を内服することで利益をうるものが誰なのかということを考えた場合、速見由昭弁護士の依頼人とその弟の２人こそ、その人たちであり、おそらく、依頼人とその弟は速見弁護士にわたし中石滋雄が精神疾患にり患していると告げ恐怖心をあおったのでしょう。そして、どうやら速見弁護士と検事は旧知の間柄であり、わたしに劇薬を服用させるよう検事に依頼したのだと私は思います。速見弁護士がわいろをわたしているのでなければ、犯罪ではありませんが、もし、この貸しを別の裁判で返してもらうとかそんなことがあれば、相撲の八百長みたいなものだと思います。ただし、検事がやったことは特別公務員暴行陵虐の罪に値すると思いますので、あらためて告訴状をわたしが曽根崎警察署に提出いたします。

また、“被害届”がいつわりかどうかについてですが、被害届をみせていただかないことには偽りがどうかわかりませんので、事務所ホー

ムページにみずからが提出した被害届を公開するように速見弁護士におすすめいただけませんでしょうか。すくなくとも、協議が思うようにすすまないことでいらいらしていたのは私ではなく速見弁護士であり、私が怒っていたのは自宅の庭を依頼者が連れてきた犬があらしたこと、速見弁護士がうざいこと、そして、関係のない人をまきこんだことです。そして、計算さしたるという言葉は１回しか使用していませんが、２回使用したとありますし、一番はじめに来た人も計算さされろは、一番はじめに来たひとも計算さしたるの誤りです。よっぽど、算数がにがてなのでしょうね。生命・身体に対し害を加える旨を告知してはもちろん誤りで、あまりにうざいので不快感を表明してです。なんか、意図的に書き間違えていますね。まずは、速見さんに被害届を事務所ホームページに公開していただき、名誉棄損になるのかどうかみんなで検証しましょう。なお、いただいたはがきは大学研究所教授先生におわたしいたします。なぜ、先生におわたしするのかは、お伺いしたときに供述いたします。

あわせて、告訴状をおもちしますので受理していただけますようよろしくお願いいたします。

令和７年９月20日

中石内科医院

中石滋雄